

政経研究時報

No. 15-2 (2011. 11)

公益財団法人 政治経済研究所

〒136-0073 東京都江東区北砂1丁目5-4

Tel.03-5683-3325 Fax.03-5683-3326

<http://www.seikeiken.or.jp/>

E-mail:office@seikeiken.or.jp

【目次】

福島原発事故と放射能汚染	小宮昌平 (政治経済研究所) ...	1
カンヌサミットとG20の今後 ——森史朗氏の報告を踏まえて	合田寛 (政治経済研究所) ...	4
臨海部見学と学習会	小宮昌平・合田寛 ...	8
研究所の動向 (7～9月)		8
告知 公益財団法人への移行について		10

公開研究会から

福島原発事故と放射能汚染

小宮 昌平

(こみや・しょうへい 政治経済研究所 業務執行理事)

公益財団法人 政治経済研究所は7月27日、恒例の公開研究会を開き、日本大学の野口邦和専任講師を招いて、「福島原発事故と放射能汚染」と題する講演をお願いした。

野口さんの話は、実際に放射能汚染除去に現地でアドバイスをおこなってきている経験にもとづいている。また放射能汚染についてのいくつもの本を発行されている。詳しく、また正確にはそれらを見ていただくとして、氏の話の直接聞いた一人として、印象的な部分を紹介する。

牛の汚染問題から

やっかいな放射能汚染問題を「一番わかりやすいところから始める」ということで、話は牛の汚染検査から始まった。

「テレビを見ていたら、福島で牛の体表面に測定器をあてて放射能の検査をしている。びっくりした。これでは牛の体内が汚染され

ているかどうかは分かりっこない」。

大体牛肉の放射能汚染はどこから来るか。

考えられるのは3つある。1つは汚染した空気、2つめは牛が飲む水、3つめは汚染したエサからくるものである。

第1の空気。放射性セシウムは、事故直後の3月から4月には空気中に漂っていたが、今は全く漂っていない。第2に、水はどうか。空気中に漂っていたセシウムが地表面に落ち、それが地中にしみこみ、地下水となってそれが井戸でくみ上げられ、牛に与えられて汚染するということがあるだろうか。それもない。なぜなら、雨などで地面に落ちてきたセシウムは、地表にとどまっていた地下に潜っていかない。何十メートルも潜って行くには何百年、何千年もかかる。だからそれが井戸水となって牛を汚染するということもありえない。

そこで、あるとすれば第3の飼料である。

戸外に置きっぱなしになっていた飼料（稲わらなど）からの汚染である。

体内の汚染の検査には、肉のサンプリング検査があるが、その全頭検査はとてもムリである。せいぜい数%の牛しかできないだろう。全頭検査をやるのなら、尿の検査をやればよい、セシウムは、非常に排泄が早く、尿のなかの濃度測定で、牛がセシウムを一杯ため込んでいるか、そうでないのかが分かる。

放射性セシウムと半減期

さて問題は、地表に降下した放射性セシウムである。セシウムの半減期は30年だから、地面の汚染も30年たたないと半分にならないというのは、誤解である。

今日問題になっているのはセシウム137とセシウム134の2つで、原子炉のなかにはセシウム137と134とが1：1の割合で存在していた。セシウム134の方がガンマ線を余計に出すので、放射線の割合では1：3になる〔放射能にはアルファ線、ベータ線、ガンマ線がある。ガンマ線は強いエネルギーを持った電磁波でX線の仲間である〕。137の半減期は30年だが134は2年だから、134の放射線は早く減少し、137と134の合計では2年後には半分になり、10年経つとほとんどが137の放射線になる。「だから放射能汚染の除去には、5～6年が決定的に重要だ。あきらめている場合じゃない。がんばりどきだ」というわけである。

汚染土壌の除去

ではどのようにがんばるのか。まず、何よりも汚染した土壌を取り除くことである。セシウムは大気中に出て、風で運ばれて、重力で地表面に落ち、そのまま潜らないで地表にくっついている。だから汚染した表土の除去が有効である。野口さんは福島県の中通りのいろいろの自治体で、実際にそれを指導された経験を話された。

校庭の土壌を厚さ5cm程度剥がし、それを穴に埋めて上を土で覆う、そのほか雨水が

流れ込む樋の出口とか、芝生があればそれを除去する、等々、自主的な工夫で取り組み、放射線量を大幅に減らした経験が紹介された。

内部汚染と食物

放射性物質が人体内に入る「内部汚染」についてはどうか。内部線量を低くするには食べ物が決定的に重要である。「暫定規制値を5倍も6倍も超えているようなものが市場に出回るようじゃ、もう放射能監視体制まで信頼されない。そこはしっかりチェックしなきゃいけない」。

厚生労働省は「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値として採用している。これ以上被曝させてはまずいという値をまず設定し、その濃度を超えたものは、出荷制限、摂取制限にしようという考え方である。これは安全基準ではなく「我慢基準」と呼ぶべきもので、我慢してこの濃度のものまで食べてくださいということである。事故による被曝で、妥当というのはいない。行政にはしっかり監視して、それを越えたものは出すな、出荷させるなどいいたい。

そして、「我慢基準」を超えていないものでも、やはりいろいろ調理上工夫して、できるだけ被曝線量が低くなるようにする。規制値を超えていないものでも、よく洗う、細かく切って水にさらす、肉などを料理に使う前にまずは茹でて、その上でカレーとかシチューとか妙め物にする、酢に漬けるなどで安全度は高まる。セシウムは、糠にあるので、この5～6年は、白米にして食べてる、などによってセシウムは大いに減少する。

いずれにせよ、「ここ5～6年が肝心。あきらめるのではなく、しっかり工夫してとにかく5～6年を乗り切りましょう」と、くりかえし強調されたのが印象的であった。

原発の構造と事故

原子力発電とこれまでの火力発電とはどう違うのか。原子炉のなかでウランの核分裂の連鎖反応を利用して、その核分裂エネルギー

で水を水蒸気に変え、その蒸気のでタービンを回し、それによって発電する。燃料が違っただけで、既存の火力発電の仕組みをそっくり利用したものである。

原子炉はダルマのような形の格納容器に入っている。原子炉は厚さ16cmのステンレス製で、そのなかに核燃料棒が入っている。核分裂で生ずる中性子による連鎖反応で熱が生じる。そこに水を入れ、熱して発生する水蒸気をタービン〔原子炉建屋の隣にあるタービン建屋のなかにある〕に送る。そのための管があるなど、原子炉にはいろいろの穴があいている。また連鎖反応をストップさせるための制御棒を入れる穴がある。福島第一原発の場合、原子炉の下から制御棒を入れる仕組みになっている。もちろんその穴は溶接されているが、そこが溶けて、1、2、3号炉みんな、程度の差はあれ、原子炉の方から格納容器に燃料の一部が出てしまったという事故である。アメリカのスリーマイル島の事故の場合、上から制御棒を入れているから、格納容器の方にまで燃料が流れ込むことはなかった。東京電力のものは、下から制御棒を入れるタイプだったので、ひとたまりもなかった。燃料棒が健全ならば、水を送っても、放射性物質は溶けて出てくることはない。ところが、燃料が溶融してバラバラな状態の所に水が行くから、燃料棒に閉じこめられていなければならぬ放射性物質が、水に行ってしまう、その水が海を汚染している。

外部電源喪失事故

原子力発電の安全性の基本は「止める、冷やす、閉じこめる」である。福島の場合、制御棒が作動して「止める」ところまでいった。「止めた」あと、原子炉に水を送って「冷やす」必要がある。冷やすためのポンプなどの機械を動かす必要がある。

発電所にはいろいろの機械があり、電気で動いている。発電所なのだから自分の電気でやればよいと思うかもしれないが、たとえば、定期検査で原子炉を止めなくてはいけなくな

る場合には、自分の電気を使うわけにはいかない。そこで非常用の内部電源として非常用ディーゼル発電機が用意されていた。地震があって、原子炉が止まり、この発電機13台がいっせいに動き出し、電気をつくり、ポンプが原子炉内にほとんど間断無く水を送ることができた。現場としては「やれやれ」という状態だったでしょう。ところが、地震発生から56分後に、全ての非常用のディーゼル発電機が止まってしまった。そして、外部から電気の供給を受けるための送電鉄塔が、地震による液状化で倒壊し、送電線が切れてしまった。これが「外部電源喪失事故」である。要するに家庭でいう「停電」である。大変な「怖い事故」である。

ディーゼル発電機は、タービン建屋の地下におかれ、配線とかいろいろのものが、外にむき出しで置いてあったようで、津波をジャブンとかぶって、同じ時刻に全部止まってしまった。5.4mから5.7mの津波に対する備えはあったけれども、14m、15mもの津波が来るとは思っていなかった。

また、あちこちのパイプが破壊されたりはずれたりして、原子炉に水を送っても、垂れ流し状態になり、タービン建屋の地下に水が入った。これらは津波で起きたと思えない。やはり地震の揺れで起きたに相違ない。

被害の検証

どこまでが地震かどこまでが津波か

野口さんは、ここで今回の事故につき、地震でどれだけの被害があって、それに対して津波がどれだけ増幅したのか、その被害の中身が見えない、十分検証する必要があると強調された。

福島第2原発のほうは、被害は地震だけだった。津波では大きな被害は出ていない。

「そこに1970年代に運転を開始した原発と、1980年代に運転を開始した原発との違いはあるのではないか。内部電源の設置方法なり設置場所、それ相当の問題が、第1原発にはあったんだと思う」。

首都圏各地での汚染の発見とその除去

そのほか、事故現場での緊急作業で、現場の人たちが「急性障害が起こっても不思議じゃないような放射能濃度のもとで働いていた」とか、本来作業員1人に1個の線量計を持たせるべきなのに、1グループに1個しかないという法令違反行為がおこなわれたなどの現場の話。また避難指示を午後9時23分という、停電下で避難不可能な時間に出した問題とか、重要な指摘があったがこれについては省略する。

ここでは、土壌汚染が福島に限らず、首都圏の住民居住地に広がっていることに触れたい。

8月20日に東京都葛飾区の工場雨樋の下で、市民団体が高い放射線量を観測した。9月15日には千葉県我孫子市の小学校脇の側溝で我孫子市が、10月に入って17日に足立区の小学校雨樋下で足立区が、21日には千葉県柏市

の私有地側溝脇で柏市が、埼玉県八潮市で高校雨水ますで埼玉県が、やはり高い線量を観測した。

報道によると、野口さんは柏市の現場を訪れている。大きな屋根を持つ建物とアスファルトの広い敷地があり、その屋根や敷地に落ちた放射性セシウムが、雨で流されて排水溝にたまった。検出されたセシウム134とセシウム137の比率が福島第1原発からのものとほぼ一致しているから、福島第1原発からのものであることは間違いない。ただ線量が高いのは半径2mくらいで局所的である。雨が集中しやすいなどの場所に注意し、線量を測って早く除去すべきである。「自治体だけではとても対応できないから、行政が必要な測定器を十分そろえて市民に貸出し、市民の協力の下に地域ぐるみで、測定し除去すべきだ」と野口さんは提案している。

カンヌサミットとG20の今後

森史朗氏の報告を踏まえて

合田 寛

(ごうだ・ひろし 政治経済研究所 主任研究員)

「国連スティグリッツ報告」と「パリグループ提言」

当研究所の現代経済研究室では、去る10月26日、森史朗氏から「今日の国際金融・財政危機をどう見るか」と題する報告を受けた。森氏は元 さくら銀行（現 三井住友銀行）の海外拠点統括部長で、国連総会のデスコト議長の諮問に基づいて、ジョセフ・スティグリッツ米コロンビア大学教授を委員長とする専門家委員会が国連会議に提出・説明した「専門家委員会報告」を翻訳し、『国連スティグリッツ報告』（水山産業出版部、2011年1月刊、以下「国連報告」）として出版されている。

また同氏は、フランスのサルコジ大統領が

カンヌサミットの主催役を務めるうえで参考にするために諮問したスティグリッツ教授とフランスのフィトゥッシ教授を議長とする委員会（パリグループ）による報告書を翻訳し、「G20 と景気回復、そしてその向こう」（略称「パリグループ提言」）としてブログ（和泉通信ブログ、2011年5月 <http://izumi-tsushin.cocolog-nifty.com/blog/2011/05/post-b559.html>）に公開している。

両報告書はともにグローバル化した今日の世界における諸問題、すなわち金融危機、雇用、貧困、開発、エネルギー、地球環境などの問題を解決するための指針となるべきものであり、それらの課題に取り組むグローバルガバナンスのありかたについての展望を示す重要な文書である。

森氏の報告は、今日の世界が直面している金融、財政危機の問題を、上の2つの報告書の視点で概観し、今後の展望を探ろうとするものであった。報告はカンヌサミットの直前に行われたものなので、本稿ではカンヌサミットの成果を振り返りながら、2つの報告書と森氏の視点がどの程度反映されたのかを検証することとしたい。

世界経済の収縮の懸念

G20 サミットは11月3～4日、フランスのカヌで開かれた。サミットは冒頭からギリシャの財政破たんを発端とする欧州の債務危機への対応に追われた。ギリシャのパンドレウ首相が EU 首脳会議で合意した国債の額面の50%カットなどを内容とする包括案について、国民投票にかけることを公表したからである。ギリシャが包括案を拒否すれば危機がヨーロッパ全体に及ぶことを恐れ、独仏首脳が必死に説得にあたるという一幕もあった。サミット宣言はヨーロッパ危機に関して、EFSF（欧州金融安定基金）の資金規模を1兆ユーロまで拡大すること、大銀行の自己資本比率を9%まで引き上げることなどを含む包括パッケージを確認した。

しかし危機はヨーロッパにとどまらず、先進諸国はともに高失業と景気回復の遅れに直面し、世界的な株価下落に見舞われた。G20 サミットは「成長と雇用のためのカンヌアクションプラン」を採択し、共同して成長と経済の回復に取り組むことを確認した。しかしすでに多くの国で財政は危機的状況にあることから、アクションプランは財政出動による景気回復の道ではなく、「中期的な成長基盤の強化」を図るためとして、各国に財政健全化の目標を示しその実行を求めた。

日本の野田首相は国民に十分説明していない増税路線を唐突に国際公約し、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率を10%まで引き上げることなどの方針を定めた社会保障・税一体改革成案を具体化し、これを実現するための所要の法律案を2011年度内に提出する」

と、増税の具体的な率と時限をアクションプランに書き込んだ。

確かにリーマンショック以来の財政出動によって、多くの国で財政危機が進行しており、財政健全化は重要な課題であるが、世界経済の現状を考えるならば、その時期と方法は慎重に判断されなければならない。世界の主要国がいつせいに財政再建に向かうと、世界経済は収縮のスパイラルに陥る恐れがある。

森氏が報告の中で強調したように、「国連報告」や「パリグループ提言」は、世界の総需要のマイナス要因として、高レベルの所得格差と過剰な外貨準備をあげている。緊縮財政の矛先が社会保障の削減や失業対策の弱体化に向かってならず、税は累進性を回復しなければならないことを指摘している。また「節約のパラドックス」の比喻を用い、貯蓄を増やそうとするのではなく、世界の貯蓄を世界の投資に結びつける方策を追求することこそ、現下の緊急の課題であることを強調している。

政策と行動の核心は雇用

サミットの成果として注目されるべき点は、いま世界が取り組むべき政策と行動の核心は雇用であるとしていることである。雇用の重要性は前回のソウルサミットにおいても触れられた点であるが、首脳宣言の冒頭で雇用を最重要課題として位置づけたことは注目される。「宣言」は失業とたたかい、人間らしい働き甲斐のある仕事（ディーセントワーク）を保障すること、特に若者と金融危機の影響を最も受けている人々に焦点を当てた雇用対策を求めている。そのために雇用に関するG20のタスクフォースを設置するとともに、来年にはサミットの次期議長国メキシコのもとでG20の労働雇用大臣会合を開くことを決めている。

また医療や年金、児童手当、失業者への所得補償やワーキングプア対策など、社会的保護（ソーシャルプロテクション）のための投資の重要性を指摘し、グローバリゼーションの社会的側面を強化する必要性を強調している。

G20 の宣言のなかにグローバリゼーションや市場原理主義の負の側面が指摘され、その弊害を是正する方向での政策と行動の提言がなされたことは画期的である。それは経済効率一辺倒ではなく、公共性・社会性の視点を失ってはならないという「国連報告」や「パリグループ提言」に一貫して流れている考え方の反映とみることができる。

また雇用やディーセントワークは「パリグループ提言」でも触れられているように、「単に所得を生み出すためだけではなく、それが支える尊厳と自尊の意識のためにも」必要なものであり、この点がサミットの宣言に盛り込まれ、世界各国に今後の取り組みを促したことは重要である。

道遠い国際通貨制度の改革

「国連報告」は現行のドル本位制度が為替相場の不安定と黒字国への外貨準備の過大な蓄積を招き、そのことが世界の有効需要を不足させ、今日の世界経済の危機を招く要因となっていることを指摘し、国際通貨制度の改革を求めた。「パリグループ提言」はさらに「一国の通貨に基礎を置く国際準備通貨制度は、ますますグローバル化の進む21世紀には不合理である。[……] G20 は国際金融システムの包括的見直しのプロセスを開始すべきである」と、G20 に対して改革の具体化を求めた。

しかしカンヌサミットは国際通貨制度の改革に踏み込むことはできなかった。ただSDRを構成する通貨を2015年までに世界の貿易取引を反映して見直すこととしている。現行のドル、ユーロ、円、ポンドに加え、人民元のバスケットへの追加が検討されるであろう。

為替相場の決定に関してはより市場で決定されるシステムに移行すべきだとする一方、為替相場切り下げ競争を回避すべきことを強調している。これは割安レートに据え置かれている人民元相場を念頭に置いたものであるが、急激な円高を抑えるためにとられたわが

国の円売り介入に対し、抑制的な意味合いを持つものでもある。

遅々として進まない金融規制

金融規制の強化は2008年に G20 金融サミットが始まって以降、サミットの最優先のテーマであった。毎回のサミットで規制強化に関する提案がなされ、各国でも取り組まれた。しかし時間の経過とともに、人々は金融危機の痛みを忘れ、金融機関の巻き返しを許し、規制の強化は骨抜きに危機に直面している。

カンヌサミットでは店頭デリバティブ規制、報酬慣行、格付機関など金融規制の強化に向けて、引き続き取り組むよう要請しているが、国によっては実施に当たって障害が出てきていることも認めている。「大きすぎてつぶせない」(too big to fail) 問題については、そのような問題を起こさない決意を再確認するとともに、巨大銀行に対するより強い監督、国際的な破たん処理の枠組み作りなどを提案している。対象となる巨大銀行 (G-SIFIs) のリストが公表され、サミットで了承された。リストは世界のトップ29社からなり、日本からは三菱 UFJ フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループの3社が選ばれている。

銀行以外の金融会社やファンドなどいわゆるシャドーバンキングについては、規制強化の必要性が再確認されているが、直接規制だけではなく間接規制とのバランスの配慮も必要とされており、十分な規制が行われるかどうか危ぶまれるところである。

またクレジット・デフォルト・スワップ (CDS) が原資産の価格形成に果たす役割や、高頻度取引、ダーク・リクイディティによってもたらされるリスクなどに関する調査を行うこととしているが、これらに対する規制の方向は見えない。

光が見えてきた金融取引税の導入

金融取引税については「国連報告」は途上国支援のための革新的資金源の重要な手段と

して導入を提起していた。昨年、G20 サミットから依頼を受けた IMF は複数案をサミットに提示している。しかしトロントサミットでもソウルサミットでも、英米などの反対によって取り上げられることはなかった。

今回のカンヌサミットにあたっては議長国フランスのサルコジ大統領自身、早くから金融取引税の導入に積極的な姿勢を示していた。またサミットを直前に控えた今年10月、EU 委員会は金融取引税を導入する方針を決定している。

このように導入に向けた好条件はそろっていたが、結果はやはりノーであった。英米などの反対によって導入は見送られたのである。しかし最終宣言では「一部の国における、特に開発支援のための、金融取引税を含め、様々な目的のために金融セクターに課税するイニシアティブを承認する」と、きわめて消極的な表現ではあるが金融取引税を肯定的に評価している。

サルコジ大統領はサミット閉幕後の記者会見で「(金融取引税の) 実施は可能だと依然確信している。危機を考慮すれば資金面で不可欠であり、道徳的には絶対的に必要だ」と述べ、引き続き実施に向け取り組む方針を明らかにしている。今後実現に向けた世論の一層の拡大が求められよう。

新しいグローバルガバナンスの可能性

森氏も指摘するように、スティグリッツの問題意識には金融のグローバル化に経済のグローバル化が追いついていけず、経済のグローバル化にガバナンスのグローバル化が追いつけずにいる。そしてそのことが金融の暴走を許し、経済金融危機をもたらしたという考えがある。したがって危機の原因をなくするためには、民主主義的なグローバルガバナンスの確立が不可欠である。

スティグリッツらはグローバルガバナンスの最もふさわしい担い手は国連であり、全加盟国が参加する G-192 (その後加盟した南スーダンを含めると G-193) であるとする。

もちろん G20 は世界 GDP の4分の3、世界人口の60%以上を代表していることから、G7 や G8 と比べて多くの国や人々を代表しているが、多くの貧困国の声を吸収できないなどの弱点を持っている。

「国連報告」は国連に総会や安全保障理事会と同じレベルで「国際経済協調理事会」(Global Economic Coordination Council) を設置すれば、意思決定の迅速化、リーダーシップの強化を図ることができる、と主張している。「パリグループ提言」ではさらに、G20 を国連システムの中に自らを公式なものにしていくことが必要だとし、G20 自体が国連の「国際経済協調理事会」に進化していく可能性についても言及している。

カンヌサミットでは G20 のグローバルガバナンスの中での役割についてどのように自らを位置づけたのであろうか。カンヌサミットは最終宣言で、G20 は各国首脳が主導する非公式なグループであるが、グローバルガバナンスの全体的な枠組みの一部であると自らを位置づけている。そして引き続き G20 が役割を果たすために必要な視点として、以下の3点を挙げている。①広範な世界的課題に焦点をあてる、②前回、今回および次回開催国のトロイカを公式なものとして位置づけ、シェルパに対し、次回議長国メキシコの下で G20 のための作業慣行を策定する、③メンバー国以外の各国や国連を含む国際・地域機関などの効果的な関与を追求する。市民社会への関与を奨励する。シェルパに対し、次回会合のために提言を策定するよう要請する。

カンヌサミットが決めた G20 改革の方向は、自らを国連などを含むグローバルガバナンスの枠組みの一部であると位置づけたこと、前後の開催国が共同して課題に取り組むトロイカ方式を採用し、課題追求を途切れなく引き継ぐためにシェルパを活用すること、市民社会との連携を図ることなど、新しい可能性の芽をはらんでいる。世界の労働者・市民によるいっそうの監視と行動が求められよう。

臨海部見学と学習会

当研究所のプロジェクト研究「東京湾岸地域の液状化問題研究」の作業の一環として、「東京臨海部の見学・学習の集い」に小宮、合田の2人が参加した。何年も前から活動している「臨海部開発問題を考える都民連絡会」（臨海都民連）が10月29日に行なったもので、参加者は午前中バスで臨海部を見学し、午後は都民連絡会の3人の報告を受け討論した。

臨海部見学では、3.11大地震に伴って津波警報が発令された際、湾岸地区の水門や防潮扉の閉鎖指示が発令されたにもかかわらず、閉鎖が間に合わなかった防潮扉を見学した。業務を外部委託していたために連絡が遅れ、津波の第1波到達時間に間に合わなかった模様であった。

また3.11大地震に伴う湾岸地域の液状化の実態を調査。辰巳の森海浜公園では液状化のために公園トイレが陥没して傾いている現場を視察。さらに江東区塩浜のいわゆるゼロメートル地帯で、隅田川につながる運河の水面がすぐ近くの住宅地の敷地よりも高く見える地点を見学。その他湾岸地域で進行中の道路、コンテナふ頭増設の状況、廃棄物埋め立ての現状などを視察。

午後の学習会では次のような報告が行われ、資料が配布された。

- ①首都直下型地震が起きた場合、特に軟弱地盤である臨海部、埋め立て地に大きい被害が予想されること。液状化、津波被害、高層マンション、交通渋滞、帰宅難民などの被害が予想されること。これらに対する国や都の防災の備えは極めて不十分なこと。
- ②国際競争力の名のもとに、京浜港（東京港、川崎港、横浜港）を東アジアの拠点港として位置づけ、将来の貨物取扱量を過大に見積もって、臨海部に巨額の資金を投入してコンテナふ頭を増設し、縦横に道路や海底トンネルなどを建設していること。それが環境汚染をもたらし、災害時の危険を増幅していること。
- ③液状化については、臨海部でも多くの個所で被害が生じた。今回の地震で大きく液状化したのは新木場、辰巳周辺であったが、東京都が1987年に予測した「埋め立て地の液状化予測」が予測していた地域から大きく外れたこと。

（小宮昌平・合田寛）

研究所の動向（2011年7～9月）

理事会・評議員会

- 7月28日 第4回理事会：【議案】2011年度「研究所」研究費配分について／公益財団法人への移行について／諸規程／公益法人化に向けた調査・研究体制の検討について／その他
- 9月27日 第5回理事会：【議案】公益移行認定進捗状況について／新しい評議員の研究員兼務について／登記後の「分ち決算」、事業報告書・事業計画書の作成及び理事会・評議員会開催等について／諸規程について／寄附金控除制度へのPST導入について／2010年度研究費支

出の研究結果報告について

委員会等

- 7月12日 『政経研究』編集委員会
- 7月26日 東京大空襲・戦災資料センター運営会議・事務局会議合同会議
- 7月28日 研究委員会
- 8月29日 東京大空襲・戦災資料センター運営会議・事務局会議合同会議
- 9月21日 『政経研究』編集委員会
- 9月23日 東京大空襲・戦災資料センター運営会議・事務局会議合同会議
- 9月27日 平成24年度科学研究費助成事業

に関する説明会

公開研究会

7月27日 野口邦和氏「福島原発事故と放射能汚染」

所内研究会

7月28日 山本唯人氏「東日本大震災とボランティアを考える—仙台・石巻報告—」

研究会・研究室

7月2・23・24日、8月8～10・10・19・21・25・30・31日 博物館戦争展示調査

7月13日 大島社会・文化研究所 定例研究会

8月2日 霊名簿・被災地図研究会

7月16日 東京大空襲証言映像プロジェクト研究会

7月19日 戦争末期国策報道写真研究会および同研究会菊池宅調査

7月21日 時事問題研究会

7月21日 戦争末期国策報道写真研究会

8月13日 時事問題研究会

9月8日 時事問題研究会液状化調査(江東区道路事務所・辰巳団地)

9月14日 大島社会・文化研究所 定例研究会

8月22・24～26日 NHK アーカイブトライアル研究 閲覧

東京大空襲・戦災資料センター企画

8月13日 東京大空襲証言映像プロジェクト公開研究会 証言映像作品公開記念『孤児たちの「お母さん」』『片隅の祈り』上映会

8月17～21日 東京大空襲・戦災資料センター主催(江東区教育委員会後援)2011年夏の親子企画「みて! きいて! つたえよう! 東京大空襲」

教育事業

8月1～5・13～16・18日 学芸員課程実務実習

7月11・18・31日、8月1・21日 学芸員研修

学会報告・社会的活動

7月30日 オーラル・ヒストリーフォーラム: 山本唯人氏「学知/ことばの生まれる場所—東京大空襲・戦災資料センターの試みから」

8月21日 空襲戦災を記録する会全国連絡会議の大牟田大会: 山辺昌彦氏「日本側の空襲記録写真について」

9月18日 匝瑳市「檀林・里山フォーラム」: コーディネーター・渡辺新氏

刊行物

7月 『東京大空襲・戦災資料センターニュース』No.19

7月 『季刊 中小企業問題』No.133

8月 Seikeiken Research Paper Series: 菊地浩之著『1950年代における旧財閥系企業の株式所有構造』

研究所関連の報道

8月10日 『東京新聞』:「東京大空襲証言紡ぐ 若手研究者映像作品13日公開」

8月13日 『読売新聞』:「東京大空襲・戦災資料センター 来館10万人『終戦の日』にも」

8月18日 『しんぶん赤旗』(首都圏版):「親子で学ぶ東京大空襲 体験談の紙芝居21日まで」

8月18日 『朝日新聞』(都内版):「大空襲 伝え入館10万人 90歳、親子に体験語る」

8月19日 『東京新聞』(したまち版):「被災者語る東京大空襲 紙芝居や講演 江東で21日まで」

9月15日 『産経新聞』:「語り継ぐ復興文化史 第三部大空襲と焦土からの出発① 犠牲者は2度葬られた」

9月16日 『読売新聞』(言葉のアルバム欄): 早乙女勝元氏「火の海の記憶 伝える」

9月17日 『東京新聞』(東京どんぶらこ欄): 早乙女勝元氏「空襲の難 逃れたB29 捕虜」

9月22日 『産経新聞』:「語り継ぐ復興文化史 第三部大空襲と焦土からの出発② 自分を奮い立たせてきた孤児」

プロジェクト研究費割当

特別プロジェクト 東京湾岸地域における液状化災害とその社会的対応に関する研究：プロジェクト代表 小宮昌平氏
 東日本大震災におけるフクシマ原子炉事故の責任と救済に関する事例研究—主として国際法と憲法の視点からの考察—：浦田賢治氏 他 1名
 環境・廃棄物・エネルギー問題の研究：野口邦和氏 他 4名
 異文化との対話と共生：北村実氏 他 6名
 人道的介入に関する国際政治思想考察：北村治氏 他 3名
 IT 革命・金融化・グローバル化と現代資本主義の変化：小谷崇氏 他 6名

個人研究費割当

アメリカの政治と戦争に関する歴史的・思想的研究：北村治氏
 米国議会図書館（LC）インターネットの検索キーワード Toa-Kenkyujo（東亜研究所）1万タイトルの分析・研究：土岐島雄氏
 国立公文書館蔵「旧（財）写真協会撮影・戦中写真（原板30万枚）」、国立公文書館保管「旧 日本交通公社寄贈ネガフィルム（9万枚）からの戦災・空襲関係写真の調査・取得：土岐島雄氏
 日本におけるシンクタンクの源流：渡辺新氏

特定研究費割当

大島慶一郎関係資料の整理と目録作成：鬼嶋淳氏

告知 公益財団法人への移行について

財団法人 政治経済研究所は、公益法人への移行を目指して公益移行認定申請をしましたが、内閣府公益認定委員会による9月の審査を通過し、9月28日に答申され、10月5日付で認定書の交付となりました。この結果、2011年10月11日の設立登記をもって公益財団法人 政治経済研究所へと名称を変更し、移行認定設立となりました。奇しくも2011年は、1946年8月14日の設立以来65周年であり、その年に公益財団法人へ移行しました。

さて、今回の新しい公益法人への移行は、2008年12月1日に施行された公益法人制度改革3法によるものです。当法人のような1896年以来の民法第34条で規定された、いわゆる民法法人（財団法人・社団法人）は、2008年12月1日の新しい公益法人制度の施行から移行期間末日である2013年11月30日までの5年間に公益法人へ移行しなければなりません。移行期間中は、従来の民法法人のまま存在することが暫定的に認められており、これを特例民法法人といい、当法人もこれに該当しました。

新しい公益法人制度における民法法人は、解散する法人、営利法人などへ移行するものを除けば、すべて一般財団法人（一般社団法人）へ移行しなければなりません。一般財団法人（一般社団法人）は2階建てになっており、一般財団法人（一般社団法人）のうち、公益法人認定法により公益性の認定を受けた法人は、それぞれ公益財団法人（公益社団法人）として2階部分にあがることができます。特例民法法人としての当法人は、公益移行認定を受け、この2階部分に上がることに成功したことになります。

2011年3月11日の東日本大震災に直面し、当法人は、民間非営利組織の一環としての公益財団法人として、その社会的役割を認識し、これまで以上に公益目的事業を推進しますので、関係諸機関、関係各位には益々のご支援を賜りたくお願い申し上げます。
